

# 物件提供者契約書

(リース契約等における物件提供者約定)

(以下「甲」という)と株式会社デジックス(以下「乙」という)は、甲が顧客に商品もしくは権利の提供または役務の提供(商品、権利、役務を総称して、以下「物件」といい、物件の提供を、以下「物件提供」といいます)を行うに際し、商取引上、甲から乙へ販売し、納品は甲から顧客へ行き、乙から顧客へ、乙の提携する企業、協会、金融機関(以下「金融機関等」という)が提供する個別信用購入あっせん制度、支払い委託制度、立替払い制度、リース制度、レンタル制度(以下総称して「リース契約等」という)を利用し、物件提供を行うに際して、本契約条項および付帯する全ての約定を承認ならびに合意し、この物件提供者契約(以下「本契約」といいます)を締結します。また、本契約は①本紙記載内容と、②公表ホームページ(www.dchd.jp)記載内容とで構成される事を同意し、①②を確認、承諾の上契約を締結するものとします。本契約締結の証として正本2通を作成し、甲、乙、甲の連帯保証人が記名(署名)捺印のうえ、甲および乙が正本を保有し、甲の連帯保証人は写しを保有します。

## 第1条 (表明・保証)

- (1) 甲乙双方は、相手先に対し、本契約締結にあたり、本契約締結日時点および本契約の有効期間中において、以下の事項が真実かつ正確であることを表明し、保証します。
- ① 事業者であること。
  - ② 本契約の義務を履行する権利能力および行為能力を有すること。
  - ③ 本契約締結の為、法令及び社内手続を適法かつ適正に完了していること。
  - ④ 本契約は、契約者を当事者とする契約の違反または債務不履行事由とはならないこと。
  - ⑤ 本契約は、これを締結した契約者につき適法、有効かつ拘束力のある契約であること。
  - ⑥ 現在債務超過でなく、本契約を締結することは、詐害行為取消の対象とはならず、異議を主張する第三者は存在しないこと。
  - ⑦ 相手先に提供した情報は、正確であり、かつ必要情報は全て相手先に提供されていること。
  - ⑧ 契約者(契約者の役員・従業員、連帯保証人を含む)が、暴力団、暴力団関係団体、総会屋や社会運動等標ぼうゴロ、詐欺集団等、その他これらに準ずる者に、現在および将来において属さないこと、取引をしないこと、また自らまたは第三者を利用して暴力的、法的な責任を超えた不当な要求、脅迫な言動、業務妨害、不正な信用販売、それに準ずる行為をしないこと。
- (2) 契約者は、相手先が上記に違反していると疑われる場合は、当該事項に関する報告書を求めることができ、契約者がその報告を求めた場合、相手先は、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。契約者の故意過失を問わず、かかる表明・保証に違反した場合には、直ちに本契約が解除され第16条の措置が取られることを承諾すものとします。これにより相手先に損害が生じた場合でも契約者に何らの請求は行わず、また、契約者に損害が生じた場合には、その一切の損害を相手先は賠償するものとします。

## 第2条 (リース契約等取扱業務、禁止事項)

リース契約等の取扱において、下記の各項に従うものとし、(1)～(8)に違反があった場合或いは不適格と乙が判断した場合は、乙が一旦承諾したといえども、リース契約等は取消されるものとします。また、甲は、事前申込書、本件取引取扱物件、販売等方法、本件取引適用地域を乙に事前申請し、乙の承諾を得なければいけないものとします。本条を違反した場合は第12条の措置がとられることを甲は承諾します。

- (1) 甲は、乙から要請があれば、甲の物件仕入れメーカー等を乙に開示、申請し、本件取引にあたり、乙の承諾を得るものとします。
- (2) 甲は、リース顧客とは甲の店舗或いはリース顧客の事業所にて自らが対面にて本人確認、事業所存在確認するものとします。甲の営業委託や顧客開拓協力或いは物件提供協力先(以下「営業委託先」という)に対しても同様の義務を負わすものとします。
- (3) 下記に該当する商品は取扱できないものとします。
  - ① 第三者の知的財産権その他の権利を侵害する商品又はサービス
  - ② 第三者に対する誹謗、中傷、差別、プライバシーを侵害する商品又はサービス
  - ③ 機能又は品質に瑕疵のある、また有害プログラムを含んだ商品又はサービス
  - ④ 偽造、虚偽又は詐欺的要素がある、或いは、銃刀法、麻薬取締法、ワシントン条約その他法令に違反又は違反し得る恐れのある商品又はサービス
  - ⑤ 取扱いに際し許認可を要する商品が無許可にて提供するサービス等
  - ⑥ 公序良俗に反すると乙に判断される商品又はサービス
  - ⑦ 甲の顧客に対する債務不履行となる或いは恐れのある商品又はサービス
  - ⑧ 顧客に対する継続的保守、耐久性に疑義がある物件。
  - ⑨ 通常市場相場より著しく高価であると思われる商品又はサービス
  - ⑩ 顧客の業種、企業規模等に鑑み、乙、金融機関等が不適当であると判断した物件又は販売

- (4) 下記に該当する行為は禁止行為といたします。
- ① 乙が取扱不可商品、役務、権利を一部でもリース契約等締結させること。或いは利用すること。
  - ② 顧客への物件提供契約等について不正不当な勧誘方法を行うこと
  - ③ 乙が承認していない集客方法、販売方法、販売ツール、販売類型等により本契約に基づくリース契約等類似契約を締結させること。或いは利用すること。
  - ④ 本契約上の甲の地位或いは名義を第三者に譲渡もしくは貸与すること、または第三者の使用を容認すること。また、あたかも甲が当然顧客と直接取引したかのように装って乙に支払を請求すること。（顧客以外の者にリース契約等を交付し又は作成させることを含む）
  - ⑤ 顧客又は連帯保証人の申告内容について、虚偽又は虚偽の疑いがあることを知りながら（顧客以外の者にリース契約等を交付し又は作成させることを含む）、また、不利益となる事実を故意に告げなかったりして、顧客の申込を乙に通知すること。
  - ⑥ 顧客との間にリース契約等記載の内容の原因取引がないこと、真実の原因取引の内容とリース契約等契約者記載の取引内容が相違すること、乙とのリース契約等契約上の顧客以外に真実の契約者がいること又はそれらの疑いがあることを知りながら、顧客の申込を乙に通知すること。
  - ⑦ キャッシュバック、他の債務との相殺や上乗せ等、事項のいかんにかかわらず、原因取引について顧客との間で乙とのリース契約等書面記載の内容と異なる合意をし、又はリース契約等書面記載記載の内容以外の合意をすること。
  - ⑧ 乙の承諾なくして、顧客等からクレジット契約に基づく金員の支払いを受領すること。
  - ⑨ 乙の承諾なくして、甲の乙に対する債権を第三者に譲渡し又は担保に供すること。
  - ⑩ 一つの原因取引について、乙とのリース契約等以外に他の信販会社等のローン又はリース契約等を併用すること。
  - ⑪ 原因取引又はリース契約等の内容につき、顧客に不実の事項を告げたり、不利益となる事実を故意に告げなかったり、又は実際にその商品が有する以上の機能、性質があるように見せかけて勧誘したりするなど、顧客を誤認又は困惑等をさせるような不適切な勧誘やその他不正、不当な勧誘方法を使って原因取引に関わる契約又はリース契約等を締結させること。
  - ⑫ 乙或いは金融機関等の顧客に対する所有権や担保を侵害す行為をしたり、顧客に対して有する修理代金、売掛金、貸付金等の債権又はそれに付帯する権利を主張して、乙の権利行使を妨害すること。
  - ⑬ 甲又は第三者の売掛金等の決済、回収のためにリース契約等を利用すること。
  - ⑭ 公序良俗もしくは関係諸法令、条例等に違反すること、又は監督官庁より改善指導、行政処分等を受けるような行為をすること。
  - ⑮ 本契約の締結及び継続に関し、契約者情報、連帯保証人情報、取扱商品、役務、権利、付帯役務、商品の販売方法等、その他、乙に届出又は、報告すべき事項に関し、虚偽の届出又は報告を行うこと。また、不利益となる事実を届出又は報告をしないこと。
  - ⑯ 顧客に対して通常必要とされる取扱物件、金額、分量、回数、期間を超える物件の提供をすること。
  - ⑰ 甲の勧誘方法等の調査に関する書面やリース契約等書面を交付しなかったり、顧客に対して乙による当該調査に関する不実の回答を依頼したりするなど不正不当な行為をすること。
  - ⑱ その他本規約に違反する行為をすること。
- (5) 甲は、リース契約等に関し乙が定めたクレジット委託契約書、リース契約書、リース委託契約書、レンタル契約書、レンタル委託契約書、その他類似契約書の契約条項（以下「契約条項」という）、およびその他同契約書用紙記載事項（仕組み・利用要件や勧誘方法等の確認、物件代金明細、物件受領書、売買契約、個人情報の取扱い等に関する事項、その他記載事項で、以下「その他事項」という）のすべてを承認するものとします。
- (6) 甲は、リース契約等を利用して顧客へ物件の納品等を行う場合、契約条項およびその他事項のすべてを乙に代わり顧客に説明し、その承諾を得るとともに、リース契約等の申込を受けたときおよびリース契約等が締結されたときは、遅滞なく、乙所定の書面（リース契約等お客様控）を交付するものとします。
- (7) 甲は、顧客より甲の販売する物件を、リース契約等を利用して導入する申込を受けた場合、顧客に関する情報を乙へ通知することとし、乙は顧客の信用調査等の審査を行い、乙が適当と認めた顧客に対してのみ、甲は本件取引を行うことができるものとします。この場合、乙は甲へ、リース契約等を承認した旨の通知を行い、甲は、顧客に対し、その旨の通知を行います。なお、顧客の審査における支払可能見込額算定等のため、乙から要請を受けたときは、甲は顧客から必要書類を徴求する義務を負い、その他必要事項等を含め全面的に協力しなければなりません。

- (8) 甲或いは金融機関等により、納品或いは検収確認の為の実地確認を行う場合、全面的に協力しなければなりません。また、実地確認において、確認不可或いは契約不適合となる場合があることを甲は承諾します。
- (9) 契約締結後といえども、乙或いは金融機関において顧客から徴収が必要となった書類等は甲の責任において徴収するものとし、また連絡等を取るものとします。
- (10) 本件取引が行われ第10条(1)項の契約書等が乙に提出された場合、乙が顧客に代わって甲より購入し、物件の現金価格合計（消費税を含む）より頭金を控除した額（以下「売買代金」という）を第10条(2)項に基づいて甲に支払います。
- (11) 乙は、リース契約等に基づき、顧客から支払いを受けるものとします。

### 第3条（役務の表示）

- (1) 甲は、本件取引を行う際、リース契約等記載用紙に物件の販売等の条件となっている役務の有無を明記するものとします。なお、役務提供有の場合には、当該役務に関する内容および役務の提供時期を正しく具体的に明記することとし、その内容が所定の欄に記載しきれない場合には、別途、記載した書面を顧客へ交付するものとします。
- (2) 甲は、前項の役務の履行を厳守するものとします。
- (3) 甲は、乙に対して、本件取引において取り扱う役務の内容を申告して承認を得るものとし、承認のない役務をリース契約等の対象とすることはできないものとします。なお、役務を追加・変更する場合も同様とします。

### 第4条（物件、引渡・提供期限の表示）

- (1) 甲は、本件取引を行う際、リース契約等記載用紙に物件の内容を具体的に表記し、また顧客への引渡・提供期限を明記するものとします。
- (2) 甲は、前項の期限を厳守するものとします。
- (3) 前条(3)項の規定は、本件取引において取扱う商品、権利に準用します。

### 第5条（物件に関する責任）

本件取引により提供した物件に対する、仕様、耐久性、合法性、瑕疵担保責任、隠れた瑕疵担保責任、メンテナンスその他便益の供与および義務の履行などの、物件の保証に関する約定は甲と顧客との間で締結し、リース契約等の期間中、顧客に対する物件に関する責任は甲がもつことを承諾します。また、物件の内容や方法について顧客からクレームが申し立てられたとき、および物件のアフターサービスの必要があるときは、甲の責任において速やかに解決処理し、乙は一切の責めを負わないものとします。なお、甲はこの処理を、乙または顧客より連絡後10日以内に行い、その状況および解決したことを乙に通知するものとします。

### 第6条（公正証書の作成承諾）

本件取引を行う際、乙が顧客との間で公正証書の作成をする場合には、甲は顧客および連帯保証人を所定の用紙に記載させる或いは期日に公証役場まで出頭させるなどの協力をすること、顧客および連帯保証人に対し、公正証書の法的性格およびその内容を十分に理解できるよう説明するものとします。もし、公正証書が必要とされた契約にもかかわらず、乙と顧客間にて作成されなかった場合、第12条、第13条の措置がとられることを甲は承諾するものとする。

### 第7条（顧客の取扱）

- (1) 別途取扱要項の定めに従います。
- (2) 支払方法  
本件取引による顧客の乙に対する支払方法は、乙のあらかじめ定めた日に乙の定めた金融機関の中から顧客の指定した金融機関より口座振替方式或いは顧客が登録したクレジットカードによる支払いを原則とします。
- (3) 契約書等  
本件取引を行う場合、乙指定のリース契約等書用紙、その他関係帳票を使用するものとし、甲は乙と顧客間のリース契約等締結の手続きを行うものとします。なお、甲は顧客に対し、リース契約等書用紙の所要事項すべてを完全に記入させるものとします。また、契約後においても、顧客と乙との契約内容の変更等が必要となった場合は、甲が責任を持って必要書類の回収をするものとします。

### 第8条（取扱要項）

- (1) 別途取扱要項の定めに従います。
- (2) 定めがない場合は、取扱の可否を含め甲乙が別途協議の上定めます。

### 第9条（積立保証金）

甲は、本契約に基づき甲が乙に対して、現在および将来負担する一切の債務を担保するため、第10条の精算金の支払いの都度、下記の要領にて、保証金を乙に差入れます。

- (1) 別途取扱要項の定めに従います。
- (2) 保証金の預かり期間は、当該リース契約等の完了までとなります。
- (3) 定めがない場合は、取扱の可否を含め甲乙が別途協議の上定めます。

### 第10条（精算）

- (1) 甲は、乙がリース契約等利用を承認した顧客から所要事項についてもれなく記入を受けました署名捺印を受けて徴求したリース契約等記載用紙に所定の請求明細書、印鑑証明や身分証明、決算証明などの関係書類を添付し、取扱要項「契約書の締日と精算金の支払日」の契約書の締日までに乙へ提出するものとします。
- (2) 乙は、前項の締切日までに提出を受けた契約書等を集計し、売買代金より取扱要項に定める手数料、積立保証金等を差し引いた金額（以下「精算金」という）を、取扱要項「契約書の締日と精算金の支払日」の契約書の締日に対応した精算金の支払日（該当日が金融機関休業日のときは翌営業日）に甲の指定する金融機関の口座に振込み支払います。振込手数料は甲の負担とします。
- (3) 甲は、乙から第2条（7）項により本件取引の承認の通知を受けた日より2ヶ月以内に本条（1）項の契約書等を乙へ提出しなければなりません。

#### 第11条（商品の所有権）

本件取引が行われた場合、商品の所有権は、乙が第10条（2）項の支払いを行ったときに、甲から乙に移転するものとします。

#### 第12条（精算金の支払い、積立保証金の返還、留保）

- (1) 本件取引について、乙は第10条の要領にて甲に精算金を支払います。ただし、精算金の支払いや積立保証金の返還は、次の各号の一つにでも該当する場合、乙は甲に対する支払義務を免れ、また留保できるものとします。また、すでに乙から甲に対し精算金を支払済或いは積立保証金を返還済のときは、甲は乙に対し5日以内に精算金或いは積立保証金を乙の指定する金融機関の口座に振込み或いはクレジットカードにより支払うことにより返金する或いは積立保証金を取り崩すとともに、乙の被った損害を賠償するものとします。
  - ① 甲が本契約各条項に違反している恐れ或いは本契約の解除の恐れがある場合。
  - ② 顧客のリース契約等の不履行が、本契約の甲の違反行為に起因する或いは甲の故意または重大な過失（甲が本件取引のために使用する者の故意または重大な過失を含む）により生じたものであるときまたその疑義があるとき。
  - ③ 甲が第3条、第4条、第5条に定める義務を怠り、その結果顧客がリース契約等の支払いを拒むに至ったとき。
  - ④ 見本・カタログ、契約書等記載内容と引渡された物件が相違するとき。
  - ⑤ 顧客から、法令または特約に基づき、物件の販売等に関する契約の申込の撤回または契約の解除がなされるなど、顧客との紛議がある或いはその恐れがある場合。
  - ⑥ 顧客が支払停止の抗弁により約定の支払いを拒み、その事由が発生の時から30日を経過したにもかかわらず解消しなかったとき、もしくは第5条の顧客からのクレームが申立の時から30日を経過しても解消しないとき。
  - ⑦ 甲が特定商取引に関する法律、割賦販売法またはその他関係法令・条例等に抵触する販売行為を行ったとき。その他、関連法規に違反している恐れがある場合。
  - ⑧ 顧客から、割賦販売法、特定商取引に関する法律、消費者契約法等に基づき本件取引について取消権を行使され、事実関係を調査した結果事実に基づくものと認められたとき。または、取消権を行使された日から2週間経過したにもかかわらず事実関係を確定できないとき。なお、甲は顧客から取消権を行使された場合には、速やかに乙へ通知するものとします。
  - ⑨ 販売等契約が顧客の意思表示の瑕疵・行為能力の制限・無権代理等により取消されまたは無効とされたとき。
  - ⑩ 甲の登録されている電話の不通や通知の未達、WEBサイトの停止等による営業閉鎖の恐れがあると乙が認めた場合。
  - ⑪ コールセンター・消費者センター、その他関係各所からの取引継続上問題のある情報が認められた場合。
  - ⑫ 甲の第三者への債務不履行が発生した場合。但しその内容の正当性、やむを得ない状況であると乙が判断した場合はこの限りではない。
  - ⑬ 顧客が、リース契約等に基づく約定金の支払いを1年以内に連続3回の不履行或いは、6回以下しか履行しなかった、或いは債務整理手続きをした場合。
  - ⑭ 顧客の不払い率、回収不能率が甲が乙に持ち込んだ取扱全体の20%を超えた時。
  - ⑮ 顧客或いは甲から提出されたリース契約及び提出書類と実態との内容相比において、明らかに事業実態が希薄或いは虚偽であった場合、その正当性に疑義がある場合。
  - ⑯ 公正証書の作成を前提とした乙と顧客間の契約であるにもかかわらず、公正証書作成ができない場合。
  - ⑰ 過量リース（商品、サービスが通常市場価格より著しく高価、顧客の業種、企業規模等に鑑み、導入するには不適切と思われる商品又はサービス、他残リース料や他サービス料等を上乗せされた価格をもとにしたリース）であったと乙が認定した場合で、顧客が契約解除となった場合。
  - ⑱ その他、甲、営業委託先、顧客、と乙或いは金融機関との対応内容、クレーム内容、或いは物件の内容において、乙或いは金融機関にて疑義が生じた場合。
- (2) 甲は、甲の顧客が支払うべき月額リース料の金員の支払を怠り、乙が月額リース料の金員の支払の

請負をした場合、乙が甲に支払うべき月の精算金と相殺し支払われることがあることを承諾します。但し、乙が甲の顧客に対し、債権の請求を行い債権回収が出来た場合はこの限りではありません。

- (3) 前(1)項に定めるところにより、甲が乙に対し売買代金等を返還するときは、当該リース契約等については、第13条の取消処理を摘要するものとします。
- (4) 本契約による留保金は、本来支払い予定日より12ヶ月間以上かつその疑義が解消されるまでかつ金融機関等からの入金があるまでの期間留保することができるものとします。また、甲が乙に対して現在および将来負担する一切の債務を担保するものとし、乙は甲に通知して、甲の乙に対する債務の全部または一部に、その履行期の如何にかかわらず充当することができるものとします。精算は、留保期間完了後、理由の如何にかかわらず、乙による顧客からの商品やサービスの提供方法の適法性確認及び役務完了確認が取れたもののみになされるものとします。また、留保金に対して、乙は法定利息その他、遅延損害金の支払義務を負わないものとします。また、甲は、資料の提示・提出等、乙の調査に協力するものとし、収集、分析、役務完了確認の取得や対応にかかる調査費は甲の負担とします。
- (5) 甲に支払うべき精算金或いは留保金或いは保証金より、乙或いは金融機関等の判断により、甲の顧客への返金を出来るものとし、当該代金について、乙から甲への支払いが既になされていた場合には、甲は乙に対し、その返金をすることとします。その場合、甲は5日以内に乙の指定する金融機関の口座に振込み或いはお支払いクレジットカードにより精算することを承諾するものとします。
- (6) 甲に乙及び金融機関等に対する損害賠償の責を含む債務がある場合は、乙は甲に通知せず、また承諾を得ず、いつでもその債務を甲に支払うべき精算金或いは留保金或いは保証金と相殺または差引計算できるものとします。
- (7) 営業委託先の行為に起因することであっても、甲の責として、甲に対し同様の措置がとられることを承諾します。

#### 第13条(取消処理)

- (1) 本件取引に基づくリース契約等成立後、甲または顧客の都合で甲と顧客との間で本件取引を解約する場合、甲は直ちに書面で乙に通知して乙の承諾を得るものとし、乙が承諾した場合は当該リース契約等は次項以下に基づく取消処理とします。なお、第12条(1)項に該当し、同条により取消処理とするときは、乙は甲からの通知なく、かつ甲に通知することもなく、乙の判断にて、取消処理の手続きを行うことができるものとします。
- (2) 前項により取消処理を行う場合、甲は当該リース契約等に基づき乙から受領した売買代金等の金員全額を乙に返還するとともに、取扱要項「取消処理に伴う解約手数料」の手数料を支払うものとします。
- (3) (1)項により取消処理を行うリース契約等に伴う顧客の支払済分割支払金については、当該顧客に返金するものとし、甲が当該顧客から代理受領の委任を受けた場合は、乙は甲が返還等すべき金額の一部に充当することができるものとします。なお、その他、当該顧客と甲との間の本件取引の解約に伴う精算については、甲が一切の責任をもって行うものとします。
- (4) (2)項に定める売買代金等の返還および手数料の支払いは、第12条に基づき精算するものとし、精算の完了をもって取消処理が終了するものとします。

#### 第14条(商品引揚げ)

顧客が支払不能となり、乙が商品を引揚げ、処分する場合、甲は乙に協力します。

#### 第15条(解約)

本契約は、甲乙いずれか一方が2ヶ月以上の予告期間を定め、書面をもって、相手方に対し解約を通知したときは、その期間の経過をもって、将来に向かって効力を失うものとします。この場合、甲は解約日の直前の締切日、または解約の通知の際に乙が別に定めて甲に通知した日以降、本件取引を行うことができません。但し、本契約が終了した場合であっても、終了前に乙がリース契約等をしたリース契約等に関連する甲の権利義務は影響を受けないものとします。また、甲と顧客との間に紛争の存在する契約については、本契約が当該紛争の終結するまで効力を有するものとします。

#### 第16条(契約の解除)

- (1) 甲または連帯保証人に下記の各号の一に該当する事由が発生したときは、甲および連帯保証人に対して、通知・催告をせずまた、承諾を要しないで、本契約を停止及び即時解除できるものとします。その場合甲は、その時点において存在するすべての債務を即ちに精算するものとします。また、乙は精算金の支払或いは積立保証金の返還を拒絶、留保、抹消或いは乙及び乙の関連会社、金融機関等、甲の顧客との債務と相殺をすることができるものとします。また、留保された精算金には利息はかからないものとします。
  - ① 本契約及び本契約以外の乙との取引の約定各条項を一回でも違反したとき。悪用したとき。
  - ② 第12条による精算金、積立保証金の返還の留保の措置がとられ、その原因となった事項が2週間以内に解決されないとき。
  - ③ 営業を休止、廃止、または解散したとき。或は乙からの通知後、連絡が10日以上とれないとき。乙への事前の連絡なしに、甲の物件の提供が不可能な状態になっていることが判明したとき。

- ④ 強制執行、差押、仮差押、仮処分、滞納処分、破産、会社更生、特別清算、民事再生手続きその他これらに類する手続きの申し立て、支払い停止または手形小切手の不渡報告があったとき。
  - ⑤ 監督官庁からの改善命令、営業停止処分もしくは営業免許もしくは営業登録の取消の処分等を受けたとき、又は関連法規に違反する行為を行ったことが判明した場合。
  - ⑥ 解散、営業の廃止、資本の減少、大株主の変更、重要な営業の譲渡又は合併（自らが存続会社となる吸収合併を除く）を決議したとき。但し乙が事前に書面により承諾した場合はこの限りではありません。
  - ⑦ 営業不振であり、営業継続が困難であると認められる相当の理由があるとき。
  - ⑧ 本契約の履行が不能となる蓋然性がある事態又は甲乙間及び社会的に信頼関係を破壊する行為があるとき等、本契約に重大な支障を生ずる事由が発生したとき或いはその恐れがあるとき。
  - ⑨ 公序良俗に反する商品又はサービスの提供があったとき。
  - ⑩ 金融機関等より、乙、甲或いは甲の物件、販売等が取扱不許可の旨指示・決定があったとき。
  - ⑪ 新規法令の公布、販売店、顧客審査基準の強化、甲乙の経営環境、その他社会情勢の著しい変化により、本契約の継続が困難となったとき。
  - ⑫ 取消内容、インターネット情報、コールセンター、消費者センター、その他関係各所からの情報、第 19 条事由如何により、乙が甲の物件の取扱及び販売等継続不可と判断した場合。
  - ⑬ 第 25 条、第 26 条に定める届出・説明、情報開示、報告を怠ったときまたは虚偽の届出・説明、報告を行い、虚偽の情報を開示したとき、または発覚したとき。
  - ⑭ 本契約における調査等が完了しない場合や、甲がこれらの調査等に対し非協力、虚偽の回答をした場合
  - ⑮ 反社会的勢力である或は反社会的勢力に協力、関与していることが判明したとき。また、自らまたは第三者を利用して暴力的、法的な責任を超えた不当な要求、脅迫な言動、業務妨害、不正な信用販売、それに準ずる行為をしたとき。
  - ⑯ 第 2 条 (4) 項の禁止行為を行ったとき
  - ⑰ 第 27 条の措置が不十分であると乙が判断し、乙からの通知後 2 週間以内に改善されなかった時
- (2) 乙が前項により甲および連帯保証人に支払いを求める場合には、民法第 461 条に基づく抗弁権を主張しないものとします。
- (3) 同条 (1) 項により本契約が解除された場合、甲は直ちに、本件取引に基づくリース契約等のうち分割支払金が残存しているもの全てを、第 13 条による取消処理となることを承諾します。なお、この場合同条 (1) 項を準用します。但し、乙はその選択により、これ以外の精算方法をとることができるものとし、この場合甲はその精算方法に協力しなければなりません。
- (4) 本条の措置がとられたことにより、甲に損害がでた場合は、乙は損害賠償の責を負いません。また、顧客、金融機関等、乙に損害がでた場合は、甲はその損害賠償の責を負います。

#### 第 17 条 (契約終了時の措置)

解約または解除により本契約が終了した場合に、甲乙間および甲または乙と顧客間で解決、処理を要する事項については、本契約に基づき甲と乙は互いに協力して誠実に推置するものとします。

#### 第 18 条 (甲の営業委託先及び甲の仕入メーカーに対する指導、監督、保証)

- (1) 甲は、乙のリース契約等を利用して甲の物件を販売する甲の営業委託先（以下「営業委託先」という）が乙のリース契約等を利用するに關し本契約の各条項に定める甲の義務を、それぞれの条項の内容に応じ営業委託先の義務として、甲または乙がその履行を請求するように、営業委託先を指導および監督しなければなりません。
- (2) 営業委託先は、本契約に基づく甲の義務及び承諾事項を営業委託先の義務及び承諾事項として履行します。
- (3) 営業委託先が前項の義務に違反したときは、甲は乙に対し、これを甲自身の行為として、甲が責任をもち、甲に対し同様の措置がとられることを承諾します。
- (4) 甲は、製品メーカー等から物件を仕入れて乙に販売する場合は、製品メーカー等の甲及び顧客に対する保証内容を乙に提出し、承諾を得るものとします。
- (5) 甲は、事前に、甲と営業委託先との契約内容および会社情報、取引状況を乙に提出し、承諾を得るものとします。
- (6) 本件取引事に、乙にいずれの営業委託先経由の取引である旨提示するものとします。
- (7) 営業委託先は、リース顧客とは営業委託先の店舗或いはリース顧客の事業所にて自らが対面にて本人確認、事業所存在確認をするものとします。
- (8) 必要な場合、乙は営業委託先と本契約と同様の契約を直接締結する場合がありますが、甲は本条の義務をまぬがれず、乙と営業委託先との契約を連帯にて保証するものとします。
- (9) 営業委託先の営業委託先（以下「三次店」という）取引は禁止とします。但し甲が三次店詳細を開示し、乙が事前に書面により承諾した場合はこの限りではありません。

#### 第 19 条 (顧客との紛議の発生に伴う取引の停止)

乙は、次のいずれかの事由が生じたときは、甲に何ら通知、催告することなく直ちに本契約に基づく取引を停止し、乙所定の調査が終了するまで、第12条に定める支払停止、留保の措置をとることができるものとします。

- ① 甲と顧客との間で販売等契約に関する紛議が生じ、当該紛議が消費者契約法、特定商取引に関する法律その他の法令に違反する甲の行為を原因とするものであるおそれがあると乙が判断したとき
- ② 甲が乙に対して事実と異なる届出をしたとき、または届出を怠ったとき
- ③ 甲と顧客との間の販売等契約に関する紛議の発生割合が全体対比の上で、相当程度多いと合理的に乙が判断したとき

#### 第20条(リース契約等のクーリングオフ、解除、取消)

- (1) 顧客が割賦販売法等の定めに従い、乙との間のリース契約等につき、その申込の撤回または契約の解除(リース契約等のクーリングオフ)をしたときは、乙は、その旨を甲に通知するものとします。
- (2) 顧客との販売等契約が次のいずれかに該当したことにより、顧客が割賦販売法等の定めに従い、乙との間のリース契約等の契約につき、その申込の撤回または契約の解除(過量販売による解除)をしたときは、乙は、その旨を甲に通知するものとします
  - ① 甲の1回の販売行為が過量(日常生活において通常必要とされる分量・回数・期間を著しく超えること)な物件の販売等契約となる場合
  - ② 過去に顧客が購入等した総数量等から、甲の当該販売等行為によって過量になる場合または既に過量の状態にあるにもかかわらず甲がさらに販売等する場合
- (3) 甲が販売等契約またはリース契約等につき不実告知または故意の不告知等を行ったことにより、顧客が乙との間のリース契約等を取消したときは、乙は、その旨を甲に通知するものとします。
- (4) 前各項によりリース契約等がクーリングオフ、過量販売による解除、もしくは取消となった場合、乙は甲への精算金の支払前のときは、その支払義務を免れ、支払後のときは、第13条に基づく取消処理とします。

#### 第21条(実施時期)

リース契約等の取扱開始日は、本契約締結日とします。

#### 第22条(契約期間)

- (1) 本契約の存続期間は特に定めません。
- (2) 甲の本件取引が6ヶ月間中断した場合、乙は本契約によるリース契約等の取扱を停止することができます。
- (3) 前項の場合、乙は甲の申出があればリース契約等の取扱を再開する場合があります。但し、再開にあたり本契約の契約条件、内容等が変更される場合があることを甲はあらかじめ承諾します。

#### 第23条(既契約の取扱い)

本契約締結日現在、既に甲乙間にリース契約等の利用に関する類似契約が存するときは、当該既契約をもって本契約に統合・一本化するものとし、以降、当該既契約に基づく全ての債権債務についても、本契約を適用するものとします。

#### 第24条(連帯保証人)

甲の連帯保証人は、本契約により生ずる甲の一切の義務について、甲と連帯して履行の責を負うものとします。

#### 第25条(届出事項、経営情報開示)

- (1) 甲は、本契約および履行にあたり、乙から請求があったときは、直ちに、次の事項を乙所定の書面にて資料等を添付のうえ届出(必要な場合には併せて説明)し、乙の確認・承認を得るものとします。
  - ① 氏名(名称)、商号、代表者、役員、営業内容、営業地域、精算金決済口座、取扱商品、過去における行政処分の有無、コンプライアンス体制ならびに本店および支店等の所在地、電話番号、FAX番号、Eメールアドレス、顧客からのクレーム(苦情)処理体制
  - ② 店舗販売、訪問販売、電話勧誘販売、通信販売、特定継続的役務提供、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引その他の乙所定の区分に応じた販売類型および当該類型に係るクレジット利用の有無
  - ③ 本件取引対象の物件の内容、集客方法、販売方法等の詳細
- (2) 甲及び連帯保証人は、住所や電話、Eメール、勤務先等連絡方法を変更した場合は、乙に登記事項証明書等を添付の上、遅延なく書面にて報告するものとし、所在不明にならないものとします。報告を怠った為、乙からの何らかの通知が延着又は不到達となっても、当社が通常到達すべきときに到達したものとみなすことに異議のないものとします。
- (3) 甲は、本契約の締結および履行にあたり、定期的または乙の求めがあるときはその都度、甲に係る経営資料(財務諸表等)等を乙に開示するものとします。

#### 第26条(報告)

- (1) 甲は、乙から請求があったときは、顧客に販売等した物件の内容、数量、クーリングオフ、勧誘行為その他の販売等契約に関する事項について、直ちに、乙の求める資料等を添付のうえ報告するものとします。

- (2) 顧客が特定商取引に関する法律の定めに従い、販売等契約につき、その申込の撤回または契約の解除（販売等契約のクーリングオフ）をしたときは、甲は、その旨を乙に通知するものとします。
- (3) 甲は、顧客との間で紛争が生じたときは、乙に対して直ちに、紛議の内容を通知するとともに、その交渉経過、紛議の内容、その処理結果または処理体制等につき、直ちに乙に報告するものとします。
- (4) 甲は、乙から請求があったときは、顧客との紛議の発生状況、紛議の内容、その処理結果または処理体制等につき、直ちに乙に報告するものとします。
- (5) 乙は、(2)項のクーリングオフ、(3)項および前項の紛議について、何時でも甲に対して事実確認・調査または必要書類の提出要請、立入等を行うことができるものとし、甲はこれらに速やかに協力しなければなりません。

#### 第 27 条 (法令順守体制)

- (1) 甲は、割賦販売法、特定商取引に関する法律、消費者契約法その他の関係諸法令・条例等を順守し、顧客からの苦情・処理を適切に行うものとします。
- (2) 甲は、顧客の個人情報の管理にあたっては、第 29 条(3)項①「個人情報取扱に関する規定」を順守し、漏洩、滅失または毀損防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるものとします。
- (3) 甲は、顧客のクレジットカード番号その他の符合等(以下「クレジットカード番号」という)の適切な管理を図るため必要な措置を講じるものとします。
- (4) 甲は、クレジットカード符合を含む顧客の個人情報の教受を伴う業務を第三者に委託する場合は、その委託先を乙に届出けるものとします。
- (5) 甲は、甲またはその委託先にて個人情報の漏洩等の事故が発生したときは、直ちに乙に通知するとともに、被害の拡大を防止するために必要な対応を行うものとします。

#### 第 28 条 (乙、特商協共済会、その他保険等の加入)

甲は、本契約と同時に、自動的に乙の会員及び特商協共済会会員となることに同意したものとし、乙の判断において、甲の加入であっても、乙及び金融機関が被保険者となる取引信用保険または乙の選択する保険あるいは共済組合に加入することができ、この契約の存続期間中これを更新します。

#### 第 29 条 (公表ホームページによる同意事項)

- (1) 本契約は本紙面記載内容と、公表ホームページ記載内容とで構成され、公表ホームページに記載された内容は、本契約紙面記載内容と同等の効力があることを甲は承諾するものとします。公表ホームページアドレス [www.dchd.jp](http://www.dchd.jp)。
- (2) 本契約を追加変更する場合には、乙は公表ホームページに追加変更内容を記載すれば、本契約紙面記載内容と同等の効力があることを甲は承諾するものとし、公示より 2 週間以内に書面による異議申立が必要であれば確定されることを承諾するものとします。但し、甲に不利益に変更する場合は、乙は甲に対し、変更内容、変更理由を書面或いはメールにて説明するものとします。
- (3) 甲は、乙の公表ホームページを確認し、下記の内容につき同意し各条項に従うことに同意するものとします。
  - ① 個人情報取扱に関する規定
    - 1) 個人情報の守秘義務等 2) 委託先への個人情報の提供 3) 第三者からの申立 4) 個人情報安全管理措置 5) 加盟店情報、個人情報の取得・保有・利用 6) 指定信用情報機関への登録・共同利用の同意 7) 指定信用情報機関、共同利用の範囲および目的等について 8) 個人情報の開示・訂正・削除 9) 加盟店情報の取得、保有、利用に不同意等の場合 10) 契約不成立時および契約終了後の加盟店情報の利用
  - ② 加盟店情報交換制度
    - 1) 甲は、本契約書記載事項等の項目・客観的取引事実・取引内容等に関する項目(以下「加盟店情報」という)を、①加盟店審査(途上審査を含む)・取引管理およびトラブルの未然防止等の目的で乙が収集し利用すること、②加盟店審査、加盟店契約締結後の加盟店管理および取引継続に係る審査の目的で認定割賦販売協会その他の団体等が運営する加盟店情報交換機関(以下「加盟店情報交換機関」という)に加盟のクレジット会社が共同利用することに同意します。また加盟店情報交換機関に加盟店情報が登録されているときは、当該加盟店情報を乙が①②の目的で利用することに同意します。
    - 2) 乙は、収集した甲および甲の代表者に関する情報について共同利用するために、加盟店情報交換機関に対して加盟店情報を提供します。

#### 第 30 条 (遅延損害金)

下記の場合、支払期日の翌日から完済日に至るまで、年 14.6%の割合による遅延損害金を乙に支払ものとします。また、乙および乙の提携先との買掛金、未払金、保証金、預かり金等との相殺ができるものとします。

- (1) 甲が第 12 条、第 13 条に基づく支払いを遅延したとき、または乙に甲のための費用が発生したとき。
- (2) 甲が第 16 条により、一括弁済の義務が発生したとき。
- (3) 表記取扱要項に基づく甲の支払いを遅延したとき。



### 第31条（管轄裁判所）

この契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所もしくは東京簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに、甲および連帯保証人ともに合意します。

### 第32条（契約の補足・改訂）

本契約を補足・改訂する場合は、甲乙協議のうえ、文書をもって取り交わすものとします。

### 第33条（付随条項）

- (1) 表記に付随事項を定めたときは、その条項は、この契約と一体となり、これを補完しまたは修正することを承諾するものとします。
- (2) この契約の各条の表題は、単なる見出しであって、契約条項の解釈の参考となりません。

## 個人情報に関する同意条項

個人事業主或いは連帯保証人（以下「契約者様」という）がこの契約書に署名或いは捺印する場合、以下の条項が適用されます。

### 第1条（個人情報の利用目的）

乙及び乙の企業グループ及び乙提携金融機関（以下「会社」という）は、契約者様の個人情報すべてを以下の利用目的で、利用目的の達成に必要な範囲において共同利用するものとし、契約者様はこれに同意します。

1. リース、レンタル、割賦販売、立替支払い、債権買取、融資、保証、決済、送金、証券・保険・その他金融商品販売などの金融関連事業、不動産取引、監視カメラ、物流、IT関連サービスなどの会社の事業につき、契約者様からの申込、契約者様への会社からの提案などの契約者様との商談に当たり、適切な対応を行うため
2. リース、レンタル、割賦販売、立替支払い、債権買取、融資、保証などの取引（信用供与取引）の場合もしくは投資物件に投資する取引（投資取引）の場合の契約審査を行うため、ならびに契約者の本人確認に当たり、適切な判断や対応を行うため。
3. 契約者様との契約につき、会社においてその契約の管理を適切に行うため、また、または契約の終了後においても、照会への対応や法令等により必要となる管理を適切に行うため。
  4. 会社から、会社ならびにその他の会社の会社紹介、各種の商品・サービスの紹介をダイレクトメール、電子メール等により案内するため。
4. 契約者様によりよい商品、サービスを提供するためなど、さらなる契約者様の満足のためのマーケティング分析に利用するため。
5. 会社において経営上必要な各種の管理を行うため。

※共同利用については乙の公表ホームページ <http://www.dchd.jp/> 記載のプライバシーポリシーに従う。

### 第2条（保証人等、債権譲渡先等への個人情報の提供）

会社が所有する契約者様の個人情報を以下の相手先に必要な範囲において提供するものとし、契約者様はこれに同意します。

1. この契約にかかる取引の保証人、担保差入人、債務引受人
2. 本債権を第三者に譲渡、質入等する（その検討、準備も含む）に際し、その相手方。
3. この契約書に記載された特約店、物件の販売店。

### 第3条（指定信用情報機関への登録・利用）

契約者様は、乙及び乙の提携企業、提携金融機関、顧問弁護士等が加盟する指定信用情報機関（企業、個人の財務状況、与信等に関する情報の収集ならびにその該当情報の提供を業とする者をいう）及び指定信用情報機関と提携する個人信用情報機関（提携個人信用情報機関という）に乙或は乙の提携企業、提携金融機関、顧問弁護士等が照会し、登録または利用することに同意するものとします。